

新型コロナウイルス対策 県と市で、自粛協力金50万円

10万円の給付金は世帯主が郵送で申請
や事業者に周知すべきです。

市は商工会議所や事業者
に早急に制度等の周知を
周知期間は十分か、休業期間の起点である
4月18日が妥当なのか疑問が残ります。

申請は今年5月中旬から6月中を予定。申請書類は、①協力金申請書（法人は「法人番号」を記入）、②確定申告の写しなど営業実態が確認できる書類、③休業及び営業時間短縮の状況が確認できる書類。休業期間、営業時間の短縮期間を告知するホームページ・店頭ポスター等の写しなど、④誓約書です。

児童手当満額受給者対象
に1万円の臨時給付

子育て世帯への生活支援として、4月分の児童手当（0歳～中学卒業まで）に1万円を上乗せする形で、臨時特別給付金が支給されます。対象は児童手当満額受給者で、2020年3月31日までに生まれた子です、また、今年3月まで、中学生だった子も含まれます。

臨時給付金は、児童手当の受取口座に振り込まれる予定で、特に手続きは不要です。市は6月末に給付金を振り込む予定としています。

就学援助なら
給食費無料なのに負担増

給食費は無料と発表しました。高浜市では、就学援助の給食代は支給し家庭援助とします。碧南市は実施していないません。

訂正：前号で山口得票数が誤っていましたので再掲載します。

日本共産党		今回	前回
当選	山口はるみ	883	958
	岡本 守正	956	1,216
落選	磯貝 明彦	604	836
合計		2,443	3,010

事業費は県・市で半額を負担
愛知県は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態措置を発令し、県の事業休業要請に全面的に協力した事業者に対し、市町村と連携して50万円の協力金を交付します。休業期間の対象は、4月18日（土）から5月6日（水）までです。

食堂、レストランなどは夜間営業の自粛で対象に
愛知県が休業要請をしている対象事業者は、遊興施設等、大学・学習塾等、運動・遊戯施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設です。休業要請をしていない「その他」の食堂、レストラン、喫茶店等についても、休業要請に沿った営業時間の短縮に協力した場合は、協力金を交付します（左表参照）。飲食店等の食事提供施設における営業時間短縮とは、夜8時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業自粛に向け、営業時間を短縮（終日休業を含む）することです。例えば、夜10時まで営業していた飲食店が夜8時までに短縮した場合は対象となります。

申請書の発送は5月中旬頃から、5月下旬頃から順次振込開始の予定です。国は当初、収入減世帯のみへ給付を予定。しかし「対象者が狭く限定的」などの世論と、日本共産党など野党の要求で政権が施策を転換し、実現しました。

休業要請対象事業者等

■ 営業の種類
遊興施設等
大学・学習塾等
運動・遊戯施設
劇場等
集会・展示施設
商業施設

■ 休業要請対象事業者等

その他の

学校給食費は一食、小学校240円、中学校270円、幼稚園3,560円／月。収入の低い人は就学援助で無料ですが、休校中の弁当代は援助なし。しかも、親の収入が減った場合はさらに大変。豊田市では学校再開後、7月末まで給食費は無料と発表しました。高浜市では、就学援助の給食代は支給し家庭援助とします。碧南市は実施していないません。

緊急事態宣言で休業を要請しない施設（ストア、駄菓子屋等）は、休業要請に連絡を取らなければなりません。また、協力金を支払う際には、

新型コロナ 保護者に役立つ制度

★子どもの休校・休園などで仕事を休んだ人への補償

被雇用者(アルバイト・日雇い含む)への補償

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

名称 新型コロナウイルス感染症による小学校等対応助成金。 (厚労省)

対象者 学校だけでなくフリースクールの休校、保育園や学童などの休園や登園自粛要請、子どもの風邪症状や濃厚接触などのために仕事を休んだ保護者。保護者の代わりをした祖父母なども対象。4月からは子どもの基礎疾患のための休業も対象。対象期間は2月27日～6月30日。

制度 まず事業主が年休と別に保護者向け有給休暇制度(全額支給)を設ける。保護者はそれを利用し、国は事業主に助成。事業主に制度の有無を聞き、なければ要求しましょう。国の助成金が1日8330円と少ないことがネック。声をあげて改善させましょう。

フリーランス(業務委託契約で仕事をする個人)への補償

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

名称 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応資金。 (厚労省)

対象者 基本的な条件は上の「被雇用者用」と同じ。業務委託契約によって仕事をしているフリーランス。

制度 子どものために仕事ができなくなった日数分を支給。一日当たり4100円(定額)。本人が申請書類を厚労省HP(上記URL)からダウンロードし、指定された資料(住民票、業務委託契約の証明など)を添え、所定の「受付センター」に郵送し、国の審査・決定をへて支給される。印刷できない場合は下記コールセンターに連絡。理容業など業務委託ではない自営業者は対象外、金額が少なすぎなどの問題あり。声をあげて改善させましょう。

上記二つの相談コールセンター

0120-60-3999

(学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター)

受付時間...9:00～21:00 土日・祝日含む

新型コロナウイルス



★すぐお金が必要な場合は、新型コロナ対応の無利子貸し付け

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621220.pdf>

緊急小口資金

名称 緊急小口融資。 (厚労省)

対象 新型コロナウイルスの影響により収入が減少し、生活資金に困っている人。

制度 学校等の休業と個人事業主等の特例は20万円以内、その他は10万円以内の貸付。据置期間1年以内で、償還(返済)期限は2年以内。無利子、無保証人。

申込先 市区町村の社会福祉協議会。

総合支援基金

名称 総合支援基金。 (厚労省)

対象 新型コロナウイルスの影響により日常生活の維持が困難となっている世帯。

制度 2人以上世帯で月20万円以内、単身で月15万円以内の貸付。原則3ヶ月以内。据置期間1年以内で、償還(返済)期限は10年以内。無利子、無保証人。

申込先 市区町村の社会福祉協議会。

☆上記2つの制度の併用可。

☆いずれも、償還時に所得減少が続く住民税非課税世帯には償還を免除。

☆1人10万円の現金給付

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

名称 特別定額給付金(仮称)。(市区町村、総務省)

対象者 市区町村の住民基本台帳に記載されている外国人を含む全ての人(事後も含む)。

制度 政府予算により、市区町村が全員に10万円を支給する。

手続き ①市区町村から世帯主あてに郵送された申請書類を返送するか、②オンラインでマイナンバーカードを活用して電子申請する、が基本。

4月24日～30日までに市区町村の特別給付金窓口にDV避難していると申し出て、「世帯主」と関係せず、同伴している子どもの分も含め受け取れます。

問い合わせ先 コールセンター 03-5638-5855 9:00～18:30(土日祝日を除く)

戦争法廃止・安倍改憲
発議許すな 19日行動

5月19日(火)
午前11時～12時
ヤマナカ前にて

日本共産党碧南市議団



山口はるみ 岡本守正 磯貝明彦

☎42-8940 ☎41-5357 ☎48-2718

三度山町2-70-4 笹山町6-29 若松町3-253

お気軽にご意見ご要望を